



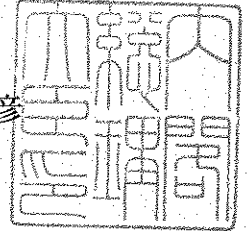
消食表第382号

平成24年9月24日

食品安全委員会

委員長 熊谷 進 殿

内閣総理大臣 野田 佳彦



食品健康影響評価について

食品安全基本法（平成15年法律第48号）第24条第3項及び健康増進法に規定する特別用途表示の許可等に関する内閣府令（平成21年内閣府令第57号）第4条第1項の規定に基づき、下記に掲げる食品について特定保健用食品に係る健康増進法（平成14年法律第103号）第26条第1項の許可を行うことに係る食品安全基本法第11条第1項に規定する食品健康影響評価について、貴委員会の意見を求めます。

記

素肌ウォーター

